

第6期野尻湖湖沼水質保全計画(R元~R5) 事業進捗状況調査

項目	実施主体	第6期湖沼水質保全計画に定められた 対策・計画目標(R元~5年度)			R元年度実績	R2年度実績	R3年度実績	R4年度実績	R5年度計画 (実施見込み)	
					内容	内容	内容	内容	内容	
水質の保全に関する方針	計画期間内に達成すべき目標	環境基準点における水質	現状(H30年度末)	目標(R5年度末)						
		COD(75%値)	2.1 mg/L	2.0 mg/L	1.9 mg/L	2.4 mg/L	2.5 mg/L	2.4mg/L	-	
		全りん(年平均値)	0.005 mg/L	0.005 mg/L (現状水準の維持・向上)	0.005mg/L	0.005mg/L	0.005mg/L	0.006mg/L	-	
		湖心の透明度	現状(H30年度末)	目標(R5年度末)						
		湖心透明度(年平均値)	6.2m	6.5m	6.4m	6.4m	6.5m	6.3m	-	
水質の保全に資する事業	生活排水処理施設の整備	信濃町、地振環境・廃棄物対策課、生活排水課	野尻湖に流入する汚濁負荷を削減するため、下水道等への接続を推進するとともに合併浄化槽の整備を図る。また、信濃町全体における生活排水施設整備率の向上を図る。							
		対策	現状(H30年度末)	目標(R5年度末)	生活排水施設整備率	生活排水施設整備率	生活排水施設整備率	生活排水施設整備率	生活排水施設整備率	
			生活排水施設整備率(信濃町全域) ※生活排水施設整備率: (下水道接続世帯+農業集落排水施設接続世帯+合併浄化槽設置世帯)÷行政世帯×100%	70.2%	75.0%	72.2%	72.8%	72.0%	71.2%	-
	下水道等への接続の促進	信濃町、地振環境・廃棄物対策課、生活排水課	直接流域内の下水道の供用区域において下水道接続率の向上を目指し、町の融資制度の活用、個別相談等により下水道へ接続するよう、地域住民に対し指導及び啓発を行う。併せて地元自治体と協力して農業集落排水処理施設等への接続率の向上を図る。							
		対策	現状(H30年度末)	目標(R5年度末)	下水道等接続率	下水道等接続率	下水道等接続率	下水道等接続率	下水道等接続率	
			下水道等接続率(直接流域) ※下水道等接続率(直接流域)=(直接流域内の下水道接続人口+直接流域内の農業集落排水施設接続人口)÷直接流域内の行政人口×100%	67%	90%	69.0%	76.6%	78.0%	81.8%	-
	浄化槽の適正な設置及び管理の確保	信濃町、地振環境・廃棄物対策課、生活排水課	浄化槽について、浄化槽法及び建築基準法に基づく適正な設置、浄化槽法に基づく保守点検・清掃及び法定検査の徹底等による適切な維持管理を図るため、啓発に努めるとともに、立入検査を実施する。		小型合併処理浄化槽維持管理補助(町単)	小型合併処理浄化槽維持管理補助(町単)	小型合併処理浄化槽維持管理補助(町単)	小型合併処理浄化槽維持管理補助(町単)	申請があれば随時実施	
				信濃町内設置浄化槽の11条検査率: 83.6% (806基/964基) 立入検査件数: 10件	11条検査率: 83.6% (818基/979基) 立入検査件数: 14件	11条検査率: 83.9% (825基/983基) 立入検査件数: 11件	11条検査率: 86.4% (851基/985基) 立入検査件数: 24件	立入検査件数: 10件		
	各家庭における生活雑排水対策の促進	信濃町、地振環境・廃棄物対策課、生活排水課	長野県水環境保全総合計画に基づき、各家庭における生活雑排水対策(調理くず等の流出防止、廃油の回収、洗剤の適正使用等)の普及啓発を行う。		住民、衛生組合長に啓発	住民、衛生組合長に啓発	住民、衛生組合長に啓発	住民、衛生組合長に啓発	実施予定	
				野尻湖クリーンラリーの学習事業として、バックテストを使用した水の汚れに関する学習を実施	野尻湖クリーンラリーで学習事業を計画したが新型コロナウイルス感染症まん延防止のため中止	野尻湖クリーンラリーの学習事業として、バックテストを使用した水の汚れに関する学習等を実施(令和3年6月25日)	野尻湖クリーンラリーの学習事業として、バックテストを使用した水の汚れに関する学習等を実施(令和4年6月24日)	野尻湖クリーンラリーの学習事業として、バックテストを使用した水の汚れに関する学習等を実施(令和5年6月23日)		
流入河川の水質浄化等	水質浄化池による水質浄化	信濃町	野尻湖に流入する農業用排水の水質浄化を図るために設置されている水生植物を利用した水質浄化池について、引き続き維持管理を行うとともに、水利用の現状に合わせた水質浄化を実施する。		水質検査、草刈りの実施	水質検査、草刈りの実施	水質検査、草刈りの実施	水質検査、衛生組合長に啓発	実施予定	
	流入水路等の浄化対策	信濃町、地振環境・農村支援センター、農地整備課	流入水路の管理者は、地域住民等の協力を得ながら、流入水路等のごみ除去及び水辺の草刈りを実施する。また、県及び町は、地域ぐるみの共同活動により水路管理の活動が着実に継続できるよう、多面的機能支払交付金を活用した支援を行う。		伝九郎用水組合による草刈	伝九郎用水組合による草刈	伝九郎用水組合による草刈	伝九郎用水組合による草刈	実施済	
水質保全のための規制その他の措置	排水規制	地振環境・廃棄物対策課、水大気環境課	排水基準適用事業場に対する立入検査等の監視を強化するとともに、違法行為に対し厳正に対応する。		基準適用事業場への立入を実施	立入を計画したが、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため中止	基準適用事業場への立入を実施	基準適用事業場への立入を実施	基準適用事業場への立入を実施	
		小規模・未規制事業場に対する指導助言	地振環境・廃棄物対策課、水大気環境課	水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法又は公害の防止に関する条例に基づく規制の対象とならない工場・事業場に対しても、必要に応じ汚水処理施設の改善、適正管理の指導を行う。特に、下水道の供用区域内の工場・事業場に対しては、町と連携して下水道への接続を促進する。		規制対象外の事業場への立入を実施	立入を計画したが、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため中止	規制対象外の事業場への立入を実施	規制対象外の事業場への立入を実施	規制対象外の事業場への立入を実施
	工場・事業場排水対策		工場・事業場立入検査(直接流域内)	対策		A 立入検査件数	A 立入検査件数	A 立入検査件数	A 立入検査件数	A 立入検査件数
				推進事業量(R元~5年度)		1	0	1	1	1
				年1回		B 対象事業場数	B 対象事業場数	B 対象事業場数	B 対象事業場数	B 対象事業場数
						1	1	1	1	1
						A/B 立入検査率	A/B 立入検査率	A/B 立入検査率	A/B 立入検査率	A/B 立入検査率
						100%	0%	100%	100%	100%
	小規模・未規制事業場	2年に1回		立入検査件数	立入検査件数	立入検査件数	立入検査件数	立入検査件数		
				3	0	5	6	4		
新增設に伴う汚濁負荷の増大の抑制	地振環境・廃棄物対策課、水大気環境課	特定事業場の新增設に伴う汚濁負荷量の増大を抑制するため、適切な指導を行う。		湖沼特定事業場の新增設の届出無し	湖沼特定事業場の新增設の届出無し	湖沼特定事業場の新增設の届出無し	湖沼特定事業場の新增設の届出無し	新增設の届出に対し、適正な指導、助言を行う		

項目	実施主体	第6期湖沼水質保全計画に定められた対策・計画目標 (R元～5年度)	R元年度実績	R2年度実績	R3年度実績	R4年度実績	R5年度計画 (実施見込み)			
			内容	内容	内容	内容	内容			
水質保全のための規制その他の措置	流出水対策	市街地対策	信濃町、建設事務所	降雨に伴う住宅や事業場の敷地からの流出水による汚濁負荷を削減するため、各住宅及び事業場において、雨水貯留、雨水浸透ますの設置、敷地内の清掃、緑化等を行うよう普及啓発に努める。また、降雨に伴う市街地の道路や側溝等から流出する汚濁負荷を削減するため、地域住民の協力を得ながら、道路、水路、側溝、公園、ごみステーション等の清掃を促進するとともに、地域住民の清掃活動等の取組を支援する。さらに、地元各自治体とともに公共の駐車場、歩道等を設置する際は、雨水浸透ますを設置するなど、雨水浸透能力の確保に努める。	観光協会、野尻地区による湖畔等清掃活動の実施	実施なし (花火大会後等イベント後の観光協会、野尻地区による湖畔等清掃活動)	実施なし (花火大会後等イベント後の観光協会、野尻地区による湖畔等清掃活動)	実施なし (花火大会後等イベント後の観光協会、野尻地区による湖畔等清掃活動)	実施予定	
		農地対策	信濃町、地振農業農村支援センター、農業技術課	農地からの汚濁負荷を軽減するため、流域で営農している農業者に対し、適正施肥に係る技術指導を行う。加えて、エコファーマーの認定、信州の環境にやさしい農産物認証の取得、有機農業の導入など、各種制度の普及啓発を図るとともに、環境保全型農業直接支払交付金を活用することにより、環境にやさしい農業の地域ぐるみの取組を推進する。また、消費者の環境にやさしい農業に対する理解促進のための情報発信等に努める。	営農懇談会等において営農集団を主体に取り組みについて推進 信州の環境にやさしい農産物認証制度 42ha エコファーマー認定促進 113件 環境保全型農業直接支援対策 22ha	営農懇談会等において営農集団を主体に取り組みについて推進 信州の環境にやさしい農産物認証制度 79名 42ha エコファーマー認定促進 104件 48ha 環境保全型農業直接支援対策 22ha	営農懇談会等において営農集団を主体に取り組みについて推進 信州の環境にやさしい農産物認証制度 66名 30ha エコファーマー認定促進 75件 43ha 環境保全型農業直接支援対策 19ha	営農懇談会等において営農集団を主体に取り組みについて推進 信州の環境にやさしい農産物認証制度 59名 22ha エコファーマー認定促進 39件 6ha 環境保全型農業直接支援対策 18ha	実施予定なし	
		自然地域対策	信濃町、地振林務課、森林づくり推進課	森林がもつ多面的な機能を高度に発揮させるとともに、降雨に伴う土壌浸食や崩壊等による汚濁負荷を削減するため、間伐等の森林整備及び山腹崩壊や渓岸浸食を防止するための治山工事を推進する。なお、森林の荒廃に起因する土砂流出等が生じた場合は、必要な措置を講じる。				野尻湖へ流入する支流菅川の上流部において既存治山施設の排土を実施 (R3繰越)		
		河川・湖沼直接対策	信濃町、建設事務所、河川課	地域住民と連携して野尻湖岸 (水位の低い時期に露出した湖底を含む) 及び流入河川の清掃を実施するとともに、清掃活動を行う民間団体を積極的に支援し、多くの方が清掃活動に参加できるよう努める。また、河川パトロールを定期的の実施し、不法投棄を未然に防ぐ。	河川愛護活動への支援 総合型スポーツクラブ、釣振興会による清掃活動への支援 夏季 (6月～9月) における「野尻湖特別パトロール」を実施	河川愛護活動への支援 総合型スポーツクラブ、釣振興会による清掃活動への支援 夏季 (6月～9月) における「野尻湖特別パトロール」を実施	河川愛護活動への支援 総合型スポーツクラブ、釣振興会による清掃活動への支援 夏季 (6月～9月) における「野尻湖特別パトロール」を実施	河川愛護活動への支援 総合型スポーツクラブ、釣振興会による清掃活動への支援 夏季 (6月～9月) における「野尻湖特別パトロール」を実施	河川愛護活動への支援 総合型スポーツクラブ、釣振興会による清掃活動への支援 夏季 (6月～9月) における「野尻湖特別パトロール」を予定	
	緑地の保全その他の湖沼の自然環境の保護	生態系の保全と活用	信濃町、環境保全研究所	指定地域内に存在する森林、公園、農用地等の緑地保全、その他湖沼の自然環境については、その生態系を構成する動植物、土壌等による水質浄化等の水質保全上の機能を保全し、その活用を研究するなどの取組を行う。	水草復元モニタリング調査	水草復元モニタリング調査	水草復元モニタリング調査	水草復元モニタリング調査	水草復元モニタリング調査	
		湖沼等の自然環境の保全・復元	信濃町	野尻湖沿岸帯への水生植物の復元及び繁茂、水質浄化機能を持つ在来の貝類の回復等により、水生生物を含む湖岸の生物多様性の確保を図り、自然の浄化能力の活用を図る。	野尻湖と親しむプロジェクト (任意) 及び癒しの森事業 (町) により整備された遊歩道の管理	野尻湖と親しむプロジェクト (任意) 及び癒しの森事業 (町) により整備された遊歩道の管理	野尻湖と親しむプロジェクト (任意) 及び癒しの森事業 (町) により整備された遊歩道の管理	実施なし (野尻湖と親しむプロジェクト (任意) 及び癒しの森事業 (町) により整備された遊歩道の管理)	実施済	
		緑地の保全その他の自然環境の保護	信濃町、自然保護課	野尻湖の水質の保全に資するよう、自然公園法、森林法、都市計画法、都市緑地法、河川法、長野県自然環境保全条例、長野県環境影響評価条例、信濃町環境基本条例等の関係諸制度の適正な運用を通じて、指定地域内の森林、公園、農用地の緑地保全、その他湖沼の自然環境の保全に努める。	信濃町第2次環境基本計画の推進 自然公園法、長野県自然環境保全条例の適正な運用を行った	信濃町第2次環境基本計画の推進 自然公園法、長野県自然環境保全条例の適正な運用を行った	信濃町第3次環境基本計画の推進 自然公園法、長野県自然環境保全条例の適正な運用を行った	信濃町第3次環境基本計画の推進 自然公園法、長野県自然環境保全条例の適正な運用を行った	自然公園法、長野県自然環境保全条例の適正な運用を図る	
	廃棄物等の適正処理	信濃町、地振環境・廃棄物対策課、資源循環推進課	流域における廃棄物の適正処理を徹底し、廃棄物の不法投棄や土砂の埋立て等によって生じる環境の悪化を未然に防止することにより、野尻湖へ流入する水質汚濁負荷の削減に努める。	公害防止協力員 (町委嘱)、不法投棄パトロール (町委託) の監視と盛土たい積規制 (町条例) の適正施行 不法投棄監視連絡員に委嘱した信濃町在住の1名がパトロールを実施	公害防止協力員 (町委嘱)、不法投棄パトロール (町委託) の監視と盛土たい積規制 (町条例) の適正施行 不法投棄監視連絡員に委嘱した信濃町在住の1名がパトロールを実施	公害防止協力員 (町委嘱)、不法投棄パトロール (町委託) の監視と盛土たい積規制 (町条例) の適正施行 信濃町在住の1名を不法投棄監視連絡員に委嘱し、パトロールを実施	公害防止協力員 (町委嘱)、不法投棄パトロール (町委託) の監視と盛土たい積規制 (町条例) の適正施行 信濃町在住の1名を不法投棄監視連絡員に委嘱し、パトロールを実施	公害防止協力員 (町委嘱)、不法投棄パトロール (町委託) の監視と盛土たい積規制 (町条例) の適正施行 信濃町在住の1名を不法投棄監視連絡員に委嘱し、パトロールを実施	実施中	
				対策	推進事業量					
				公害防止協力員による監視	随時	随時	随時	随時	随時	随時
	その他水質保全のための必要な措置	調査研究の推進と活用	信濃町、環境保全研究所、水大気環境課	公共用水域の水質の監視	野尻湖の水質の状況を的確に把握するため、湖内の4地点及び流入河川等において、水質の監視、測定を行う。特に、水生生物保全に係る環境基準については、金山地区の湾に魚類等の繁殖又は生育の場として保全が必要な特別域を設け、全垂鉛等の水生生物保全項目について定期的に水質測定を実施して、水環境保全につなげる。	流入河川等の水質調査 野尻湖内 (4か所) で水質の測定・監視を行った	流入河川等の水質調査 野尻湖内 (4か所) で水質の測定・監視を行った	流入河川等の水質調査 野尻湖内 (4か所) で水質の測定・監視を行った	流入河川等の水質調査地点 野尻湖内 (4か所) で水質の測定・監視を行った	流入河川等の水質調査地点 野尻湖内 (4か所) で水質の測定・監視を行う
				水生植物に関する調査・研究	近年、水草復元の兆しが見られることから、引き続き水草の生育状況についてモニタリングを実施するとともに、県、信濃町、関係機関及び地域住民が協働して、野尻湖における水生植物のあり方等に関する研究を進める。	水草復元モニタリング調査	水草復元モニタリング調査	水草復元モニタリング調査	水草復元モニタリング調査	(予定) 水草復元モニタリング調査
湖の水質保全に関する研究				湖の水質挙動等に関する研究に努めるとともに、春先に透明度が低下する傾向にあることから、野尻湖の水質に影響を与える可能性がある降雨時や融雪時の流入河川の水質汚濁状況調査や山林、市街地、農地等から流出する汚濁負荷の実態調査を継続的に実施し、有効な非特定汚染源対策を検討する。	流入河川等の水質調査 D0鉛直分布調査	流入河川等の水質調査	流入河川等の水質調査	流入河川等の水質調査 2箇所	流入河川等の水質調査	
水生植物による水辺整備				ヨシ、マコモ、ガマ、フイ等の在来の水生植物による水質浄化や、生態系を回復できる水辺整備及び管理の手法を、住民等と協力して検討し、普及に努める。	ソウギョの減少、水生植物の回復に伴い実施なし	ソウギョの減少、水生植物の回復に伴い実施なし	ソウギョの減少、水生植物の回復に伴い実施なし	ソウギョの減少、水生植物の回復に伴い実施なし	実施なし	
ソウギョの駆除	県ではその生態等に関する情報収集を進めるとともに、信濃町及び住民が連携してソウギョの駆除に取り組む。	駆除状況の把握 (0匹駆除)	駆除状況の把握 (0匹駆除)	駆除状況の把握 (0匹駆除)	駆除状況の把握 (0匹駆除)	駆除状況の把握 (0匹駆除)	実施なし			

項目	実施主体	第6期湖沼水質保全計画に定められた 対策・計画目標 (R元～5年度)	R元年度実績	R2年度実績	R3年度実績	R4年度実績	R5年度計画 (実施見込み)	
			内容	内容	内容	内容	内容	
その他水質保全のために必要な措置	環境学習の推進	環境学習の推進	小学生や地域住民等を対象に、環境学習の一環として野尻湖クリーンラリーを引き続き実施する。実施に際し、事前学習等を通じて環境意識の啓発に努めるとともに、ボランティアによる継続的な浄化活動を推進する。また、農業用水路に設置された水生植物を利用した水質浄化池を、環境教育の場として活用する。これらの活動にあたっては、地域住民等の協力を得ながら実施することにより、地域全体における環境保全意識の向上を図る。	令和元年度(第27回)野尻湖クリーンラリーを実施(56人参加)	野尻湖クリーンラリーを令和2年6月19日に計画したが、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため中止	令和3年度(第28回)野尻湖クリーンラリーを令和3年6月25日実施(信濃小中学校5年生48名参加)	令和4年度(第29回)野尻湖クリーンラリーを令和4年6月24日実施(信濃小中学校5年生53名参加)	令和5年度(第30回)野尻湖クリーンラリーを令和5年6月23日実施(信濃小中学校5年生43名参加)
		エコツーリズムの推進	野尻湖の良好な水質や水辺環境、流域の豊かな自然を活かしたエコツーリズムの推進を図るため、観光協会等の関係団体とともに新たな観光資源を掘り起こし、湖上での体験学習や環境保全活動への参加も視野に入れた魅力的な自然体験プランの設定と情報発信を目指す。併せて、野尻湖周辺で水辺に親しめる遊歩道や公園等の整備を進め、地域住民や観光客が野尻湖を取り巻く豊かな自然を身近に感じることにより、野尻湖の環境保全に対する関心を高め、環境保全意識の向上を図る。					
		情報収集・情報発信	野尻湖の現状に関する情報の共有と環境保全意識の向上を図るため、野尻湖の水質、本計画に基づく対策の進捗状況や研究成果及び地域における水質や生態系の保全活動の状況について情報収集し、その内容について積極的な情報発信に努める。情報発信に当たっては、野尻湖ナウマンゾウ博物館をその拠点とし、展示や講演会の開催等により幅広い情報の提供に努める。また、ホームページや広報誌を活用するほか、親水エリアにおける情報発信についても検討するなど、地域住民や観光客が容易に情報に触れることができるよう環境整備に努める。	ナウマンゾウ博物館においてホシツリモなどの環境に関する展示	ナウマンゾウ博物館においてホシツリモなどの環境に関する展示	ナウマンゾウ博物館においてホシツリモなどの環境に関する展示	ナウマンゾウ博物館においてホシツリモなどの環境に関する展示	ナウマンゾウ博物館においてホシツリモなどの環境に関する展示
		水文化の継承と発展	野尻湖に関する歴史・文化を将来にわたって継承することにより、地域住民及び野尻湖を訪れる人々が、野尻湖及び野尻湖を取りまく環境の重要性を認識できるようにし、もって環境保全意識の向上を図る。	ナウマンゾウ博物館に環境に関するパネル展示	ナウマンゾウ博物館に環境に関するパネル展示	ナウマンゾウ博物館に環境に関するパネル展示	ナウマンゾウ博物館に環境に関するパネル展示	ナウマンゾウ博物館に環境に関するパネル展示
	地元主導による取組の強化	地域に密着した計画推進体制の整備	野尻湖の水質保全に関係する機関等で構成する野尻湖水質保全対策連絡会議を開催するとともに、出前講座等により地域住民と意見交換をしながら、水質保全に向けた各種対策を具体的に検討するなど、地域に密着した取組を推進する。					
		間接的な流域の住民及び下流域の住民との交流・連携	導水路によって間接的に野尻湖の流域となっている長野市及び新潟県妙高市の住民及び下流域の住民との交流・連携を促進し、野尻湖の水環境の保全に努める。	野尻湖を水源とする野尻、関川水系土地改良区との交流会の実施	野尻湖を水源とする野尻、関川水系土地改良区との交流会の実施	野尻湖を水源とする野尻、関川水系土地改良区との交流会の実施	野尻湖を水源とする野尻、関川水系土地改良区との交流会の実施	実施なし
		実践的な行動の促進	地域住民等の自主的かつ日常的な取組を強化するため、水環境保全に関する行動指針に基づき、地域住民等の協力を得て実践的な行動を促進するよう、普及啓発に努めるとともに、住民参加による環境保全型まちづくりを推進する。	水草研究会の活動支援	水草研究会の活動支援	水草研究会の活動支援	水草研究会の活動支援	水草研究会の活動支援予定
	水質汚濁事故への対応	地振環境・廃棄物対策課、水大気環境課、その他関係機関	油類の流出等の水質汚濁事故は湖沼環境に著しい影響を及ぼすため、関係機関が連携を密にし、事故防止の啓発に努めるとともに、事故発生時は迅速な情報伝達や被害拡大防止措置等、適切な対策を講じる。	事故発生時に迅速な情報伝達や被害拡大防止措置等適切な対策を講じた。(事故発生件数：2件)	事故の発生無し	事故発生時に迅速な情報伝達や被害拡大防止措置等適切な対策を講じた。(事故発生件数：4件)	事故発生時に迅速な情報伝達や被害拡大防止措置等適切な対策を講じた。(事故発生件数：3件)	迅速な情報伝達や被害拡大防止措置等適切な対策を講じる
		関係地域計画との整合	指定地域における開発に係る諸計画・制度の運用に当たっては、本計画の推進に資するよう十分配慮するとともに、本計画の実施に当たっても、これら諸計画に十分配慮する。	開発行為の計画があった場合は本計画との調整を図る	開発行為の計画があった場合は本計画との調整を図る	開発行為の計画があった場合は本計画との調整を図る	開発行為の計画があった場合は本計画との調整を図る	実施なし
		環境保全活動の支援	本計画の各種施策を推進するため、県及び信濃町は、湖辺の景観保全を含む様々な環境保全活動を積極的に支援する。					

流出水対策推進計画

2 流出水の水質を改善するための具体的方策に関する事	(1) 市街地対策	① 道路清掃及び側溝清掃	信濃町、建設事務所	降雨等に伴う市街地の道路や側溝等からの流出水による汚濁負荷を削減するため、地域住民の協力を得ながら、道路、水路、側溝、公園、ごみステーション等の清掃を促進するとともに、地域住民の清掃活動等の取組を支援する。	野尻地区全体での道普請	野尻地区で分散しての道普請の実施	野尻地区全体での道普請の実施	野尻地区で分散しての道普請を実施	野尻地区で分散しての道普請を実施
		② 水の循環の促進を通じた流出水対策		降雨等に伴い住宅や事業場の敷地内から流出する汚濁負荷を削減するため、住宅及び事業場において、雨水貯留、雨水浸透ますの設置及び敷地内の清掃を推進するよう普及啓発に努める。また、公共の駐車場、歩道等を設置する際は、雨水浸透ますを設置するなど、雨水浸透能力の確保に努める。	道路側溝の清掃(随時)	道路側溝の清掃(随時)	道路側溝の清掃(随時)	道路側溝の清掃(随時)	道路側溝の清掃(随時)
		③ 緑化の促進		宅地や事業場の敷地等の緑化を促進することにより、敷地等からの土砂流出を防ぐとともに、植物に栄養塩類を吸収させることにより、野尻湖に流入する汚濁負荷の削減を図る。	花いっぱいのもちづくり事業(町単)	花いっぱいのもちづくり事業(町単)	花いっぱいのもちづくり事業(町単)	花いっぱいのもちづくり事業(町単)	実施済
	(2) 農地対策	信濃町、地振環境・廃棄物対策課、水大気環境課、農業技術課	流域で営農している農業者に対し、適切施肥に係る技術指導を行うとともに、エコファーマーの認定、信州の環境にやさしい農産物認証の取得、有機農業の導入など、各種制度の普及啓発を図り、環境にやさしい農業の地域ぐるみの取組を推進する。	認証制度の活用	認証制度の活用	認証制度の活用	認証制度の活用	認証制度の活用	実施なし
(3) 自然地域対策	信濃町、地振環境・廃棄物対策課、森林づくり推進課	流域の多くを自然地域が占めることから、自然地域の持つ水の浄化機能やかん養機能が十分発揮されるよう保全する。	町の森林整備計画に基づく間伐の実施	町の森林整備計画に基づく間伐の実施	町の森林整備計画に基づく間伐の実施	町の森林整備計画に基づく間伐の実施	町の森林整備計画に基づく間伐の実施	実施なし	
(4) 河川浄化対策	信濃町、建設事務所、河川課	野尻湖岸及び流入河川の清掃により、野尻湖に流入する浮遊ごみや枯れた水生植物等の流入抑制を図る。	野尻湖湖畔の草刈り等(随時)	野尻湖湖畔の草刈り等(随時)	野尻湖湖畔の草刈り等(随時)	野尻湖湖畔の草刈り等(随時)	野尻湖湖畔の草刈り等(随時)	野尻湖湖畔の草刈り等(随時)	
3 流出水対策に係る啓発に関する事	信濃町、地振環境・廃棄物対策課、水大気環境課、その他関係課	県は、信濃町や関係機関と連携し、パンフレットの作成・配布等により、住民に取組目標や具体的対策について周知し、理解と協力が得られるよう努める。							
4 その他流出水対策の実施のために必要な措置に関する事	信濃町、環境保全研究所、水大気環境課、その他関係課	県は、流出水対策地区における対策の効果を把握するため、水質等の測定を実施し、以後の野尻湖流域における流出水対策に反映させる。	流出水対策地区水質モニタリング	流出水対策地区水質モニタリング	流出水対策地区水質モニタリング	流出水対策地区水質モニタリング	流出水対策地区水質モニタリング		